

「奈良県子どもを虐待から守る審議会」における 審議会委員からの意見について

- 日 時：令和元年8月27日（火）14時～16時
- 場 所：奈良商工会議所 5階 大ホール
（奈良市登大路町36-2）
- 出席者：奈良県子どもを虐待から守る審議会委員（委員15名中12名）
加藤曜子委員（会長）、赤崎正佳委員、池田由美子委員、上田庄一委員、
河村喜太郎委員、才村純委員、末松保喜委員、米田恵美子委員、
西田尚造委員、野儀あけみ委員、松本哲志委員、松舟晃子委員
- 議 題：（1）奈良県における児童虐待の状況について
（2）奈良県児童虐待防止アクションプランの取組について
（3）奈良県社会的養育推進計画について
（4）児童虐待死亡事例の検証状況について【非公開】

各委員から発言された主な意見等に関しては、下記のとおり。

I 奈良県における児童虐待の状況について

【加藤委員】

- ・児童虐待対応件数に関して全国的な統計傾向と奈良県の統計傾向は一緒であるか。違う点はあるのか。

（県回答：こども家庭課）

- ・全国と同じ傾向である。奈良県でも児童虐待対応件数においては心理的虐待が多く、警察から面前DVによる通告が増えているという全国的な傾向と一緒にある。

【加藤委員】

- ・児童虐待の相談経路について。「189」による児童虐待相談件数はどれくらいの割合で県児童相談所にかかっているのか。もし把握しているならば教えていただきたい。

（県回答：こども家庭課）

- ・「189」件数の統計について本日は準備しておらず、また報告させていただきたい。

【河村委員】

- ・面前DVによる心理的虐待件数が児童虐待対応件数全体の半分以上を占めているというが、児童相談所としてこの件数の増加については、相談を受けて事務手続き上のことになっているのか実態を教えて欲しい。

（回答：中央こども家庭相談センター）

- ・面前DVのみをもって職権保護する事例は非常に少ない。奈良県では通告後48時間以内に対応をするため初期調査を行うが、面前DVがあったとしてもその背景に何があるかわからないため、全ての事案については市町村に初期調査をお願いをし

ている。私はそのことに意味があると思っている。児童相談所が把握した面前DVの情報を市町村に流すことによって、市町村が掴んでいる情報と警察経路で児童相談所が掴んでいる情報が一体になるというこの事実が、有意義と思っている。河村委員が言うように、その後、今後もし何かがあった時の対応のためにも管理ケースとして見てもらうこと、見守を続けてもらう形で行っているが、それでも児相が介入することはほとんどない。こうゆうことがあったと要対協と児相で情報を共有して備えをするということに対応をさせていただいている。

【加藤委員】

- ・心理的虐待が急増しているなかで、どのような対応ができるのかについては、件数が多いということで県と児相と他市町村の連携が考えられていくかと思う。

【河村委員】

- ・重篤な事件があり、児童福祉法改正がされているが、県あるいは児童相談所として、児童福祉法というものが的を得たものなのか、留意しなくてはならない問題点等についてあると考えていることはあるのか。

(回答：こども家庭課)

- ・今年6月に児童福祉法が改正されました。何点か大きな改正があったが、特に反響が大きいのが、親権者がしつけに際して体罰を用いてはならないといった点があげられておりました。児童相談所における支援と介入を分けること、DVに関連する児童虐待死のケースが複数あったため、そういった関連で、DVの配偶者暴力相談支援センターとの連携強化等が盛り込まれている。

県としては、体罰を禁止するというそのものについて、体罰の定義等について、国からガイドラインを示すということであるため、その点を注視しながら、特に市町村を中心とした身近な親支援を図る研修を実施していかないと考えている。児童相談所の支援と介入や、はいぼうセンターと児相との連携については、児童相談所とはいぼうセンターと一体で同じ敷地で行っており、以前から行っている現在の取組を続けて行っていきたいと考えている。

【河村委員】

- ・児童相談所として、事件の場合、家庭に戻している子供が最悪の事態にいたっているが、子供を家庭に戻すことが今の社会において、家族に引き渡すことの抵抗があると思う。児童相談所はその点でやりにくいと思うが、どうか。児童相談所としてどうか。保護が必要と判断すればできる権限があると思うが、決断できない阻害要因が世論のなかにあると思うが、児童相談所の活動の足かせになってはいないか

(回答：中央こども家庭相談センター)

- ・どちらかと言えば一時保護することには躊躇はない。ここ十数年大きく変わったのは、今まで児童虐待をしている親から子供を引き離さなければならないという対応をしてきたが、少なくともこの5年ほどは、児童虐待の可能性のある場合は、保護し調査する、安全な場所に子供を移して調査することは一般的になり、保護することに関しては躊躇なくさせていただいている。ただ児童相談所長の権限で保護をしても、次に施設入所が必要な場合、保護者の同意が得られない場合には、裁判所に28条の手続きを得なければいけないため客観的な基準を設けている。印象では、一般の方から児童相談所は甘いのではないかと思われる要素かと思うが、最終的に子供の安全を守るためには、説得をして裁判所に申立をして施設の処遇に図る

とか、場合によっては折衷案を考えたり、出口場面での躊躇する迷うことはあるが、河村委員がおっしゃるとおり、入口場面で疑わしい事例については、保護し調査するのは一般的になってきたため、思い切ってやっている。ただどの段階で保護するかという切り口や目線については、いろいろな方がそれぞれの立場で関わっているため、児童相談所としてはこういう判断で職権で一時保護しているという説明や発信については、みなさまのご理解やご協力をいただきながら取り組んでいかないといけないと常々思っている。

【赤崎委員】

- ・資料において、一般の方々の虐待に関する認識が高まってきたため虐待対応件数が増えてきたという説明であったと思うが、我々としてはそれにプラスして児童虐待防止対策に関わる関係機関の体制が良くなっていたということの吟味も必要かと考える。

【加藤委員】

- ・児童虐待対応件数が増えている理由は、単に通告が増加したということだけではなく、他の要因がある、それを踏まえてどのように取り組むかということかと思う。

【才村委員】

- ・体制についての検討がされているが、資料1の虐待を受けたまたはその虞がある児童として県または市町村支援の対象とした児童数について、これは要対協の進行管理台帳に登載されている児童数だと思うが、年々増加しているように思う。平成27年度から大幅に増加しているが、児童虐待の場合、終結はなかなか難しいと思うが、年々ケースが累積するなか、職員の体制、特に県児童相談所の職員体制、奈良県の児童福祉司数についてはどうなっているか。

(回答：こども家庭課)

- ・赤崎委員からも体制に関するお話をいただいたかと思うが、児童相談所における児童福祉司については、今年度は人口4万人に1人の児童福祉司を配置するという国の基準、経過措置があり、39名が必要とされている。本年4月1日時点の児童福祉司の配置人数は31名であり、8名不足している現状である。そのため児童福祉司の募集のほか、児童心理司の募集も現在行っているところ。できるだけ国基準に合う人員配置ができるよう人事課等と協議しながら進めていきたいと考えている。

【才村委員】

- ・5458名の児童の全てを児童相談所が対応するわけではないと思うが、平成27年度と比べ、対象となる児童数が3割程度増えている状況であるが、児童福祉司は3割も増加していない。そのため児童福祉司等の児童相談所職員の負担が年々増えているように思うがどうか。

(回答：こども家庭課)

- ・平成27年度は、1人あたりの児童虐待対応件数を発表している。1人当たり計算上70件となっていた。平成30年度でみると1人あたり47.8件と減ってきている。しかし一昨年、昨年度の児童虐待対応件数が増加しているなど、児童虐待対応件数は大幅に増えている状況にある。そのため職員を増やしていくことは必要と考えている。

【赤崎委員】

- ・児童相談所における体制強化に関して、7月26日に日本医師会に対して児童相談所及び要対協における専門人材確保に関する通知がなされている。児童虐待防止対策にかかる法改正があり、それを受け8月9日、日本医師会の担当理事に対して児童相談所における専門人材確保への協力依頼があった具体的な通知があれば、対応していくことになるかと思う。児童相談所における専門職、医師および看護師がそれぞれ1名配属されるということが規定されている。ぜひお願いしたい。

【上田委員】

- ・毎年、ケースワークを行う児童相談所の職員が足りないという話があがっているが、今後の対応については考えていけないといけない段階にあると考える。

【才村委員】

- ・平成28年度の児童福祉法の改正のなかで、従来の人口割に加え、児童虐待対応件数の割合を加えていくと、奈良県の場合、本来は何人の児童福祉司を配置しなくてはならないのか。把握していれば教えて欲しい。

(回答：こども家庭課)

- ・前々年度の児童虐待対応件数を加算、加味したものが39名となり国基準になる。ただ2022年度には、人口3万人に1人の配置基準となる。そのため更に児童福祉司が不足する状況となっている。

【野儀委員】

- ・市町村の現場からは子どもの一時保護対応をしてもらわないといけないが、児童相談所の職員が出払っており現場にこられないという現状もある。市町村と県は互いに協力し、一緒に相談対応に取り組んでいると思うが、専門的判断を行うのは県であるため、対応できるように必要な職員配置をしてもらわないといけない。実際に現場では、相談対応件数が増えている状況であるため、人員配置については今後考えていただきたい。また、県の仕事は専門的な難しい仕事であり、経験と知識が高いレベルで求められる。それを経験した職員を置かないと行き違いが起きることがある。そのため経験を2年、3年としていただく必要があると考える。

【加藤委員】

- ・児童虐待対応件数が増えるなか、実際に対応できる職員数と質をどのように確保するのか。毎年、統計報告をいただき、心理的虐待が増えてきているなか、状況に応じた更なる対応を継続していくことが必要となると思う。しかしどこかで、このような体制が望ましいという形の検討とともに、どのように専門性を高めるのか、どのようなSV体制を構築するのか考えることが必要。

一時保護対応を行う際にワーカーがいない、対応できないというのは子どもにとっては大変なことである。奈良県としてどのような将来図を描くのか、件数が増加するなかでどのような体制をとっていくのか、方針なり考えているのか教えて欲しい。

(回答：こども家庭課)

- ・現時点で具体的に検討している内容はないが、例えばSVをきっちり確保する等から実施していかないといけないと考えている。SVがケース対応に追われ、係員の指導や教育ができない状況に繋がってしまうため、県としても国にSVが確保できる体制づくりを求めるなどしてやっていくしかないと考えている。

Ⅱ 奈良県児童虐待防止アクションプランの取組について

【河村委員】

- ・国連の子供の権利条約に批准後、児童虐待が問題として浮かび上がってきたと思うが、虐待だけに焦点をあてると、保護者と敵対する体制となってしまう、子育てに関する社会支援に繋がっていかないように思う。
子育てをしている人たちの支援を行っているが、支援には相互の信頼関係が必要であり、悩んでいる、困っている、問題を抱えている人との関係づくりが必要。
児童虐待を一番上の目的に据え置くと、犯罪者扱いするような状況になってしまう。敵対的な関係のなかで相手が尻込みしてしまう。本当の意味で困っていても、なかなか伝わってこない。お互いが非常にやりにくくなってしまう。そのためテーマとしては、あくまで子どもの自立支援をすることが子育てや社会的支援において最終テーマでなくてはいけないと考える。児童相談所は虐待に対して必要な場面で行政処分を実施してもらわないし、社会的養護における児童相談所の役割を明確していただく必要もあるが、全体としては子育ての社会支援として、子どもの自立支援を最優先にしてもらうことが必要と考える。悩み困っている人への支援に繋がるようにしていかず、虐待対応を中心に焦点をあてては相談にならない。そこから脱却して子供の自立支援を最優先にしていきたいと強く考えている。

【加藤委員】

- ・河村委員のご意見はもっともな意見かと思えます。本審議会の目的は児童福祉法第1条に規定されているとおり、適切な養育を子どもが受ける権利があり、健全成長発達や生活保障がされ、愛され保護される権利があり、最終的には自立に繋げるといのが目的とされている。児童虐待の予防も、支援に置き換えると子育て支援であり、置き換えて取組むことが必要かと思う。河村委員がおっしゃるように、あまりに虐待というと、子育て支援がしんどくなるというのを踏まえ、市町村支援と親支援を考えていく必要があると思う。

【赤崎委員】

- ・資料2-3の内容について。母子保健における母子健康手帳の公布時の保健師の面接実施率をみると、ほとんどの市町村が100%であるなか、奈良市が70%であるのはなぜか。

(回答：野儀委員 奈良市)

- ・奈良市においては、妊婦の届け出の便宜を図るため、各出張所で母子手帳の公布をしている。出張所において面接できる保健師の配置ができていないため、70%に収まっている。担当課が丁寧に面接していく必要があり、受付簿での問診内容等を踏まえ、その内容をチェックして再度面談するというフォローはしているところ。

【松本委員】

- ・河村委員から自立支援の話があったが、過去に対応したケースのなかで、一時保護された子どもがおり、児童相談所から地域に戻り、再度子ども本人が家に帰りたくないといって再度一時保護され転校した子どもがいた。先ほどからの話を聞き、自立支援のため取組んでいたのかと考えさせられた。子どもが再度一時保護された時には、またなのかという見方で考えていたことを反省した。

アクションプランにおいて、成果目標の一番上に、児童虐待対応における最重度・重度の割合を1.0%以下とするという記載があるが、どこから出てきた数字であるのか、その根拠はどこなのか。本来は0%にするのが目標ではないかと考えているがどうか。

(回答：こども家庭課)

- ・アクションプランの成果指標1%以下については、平成22年～24年度では非常に高い割合で発生していたことがあり、1%以下という数値設定の背景にあると考えている。重症事例を0%にし、児童虐待による死亡事例をなくすこと、子どもや家族関係がダメージをなくすことが最も大事なことだと思う。客観的な数値設定として1%とする根拠は乏しいかと思うが、極力0%に近づけるといふ象徴的な意味で、その数値に近づけ、その数値を下回るように取組をすすめていきたいということで数値設定している。

【野儀委員】

- ・児童虐待通告の7割程度が、軽度か危惧ありの程度。そのすべてを児童相談所がフォローしていくのは無理である。そのため市町村と役割分担を行ってフォローのあり方を考え、家族をどのように支援を行うか考えていく必要がある。そうすると市町村のサービスを活性化していく必要がある。新しいサービスを市町村が作っていくことが難しいことはあるかもしれないが、活性化は必要と考える。いかに親子を地域で支援していくかがとても大切であり、その判断も大切かと思う。それを行うのは市町村職員であると思うため、市町村職員への研修を充実させていくことが必要と考えている。アクションプランの成果において、県が実施する市町村職員を対象とした研修の参加者数が減っている状況となっている。市町村において児童虐待を重症化させないこと、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた動きのなかで市町村職員のスキルを高めていかなければいけないと思うが、参加者数が減っているのはなぜかという点とその対策を考えていく必要があると考える。市町村が集まって実施するなど、いろいろな方法があるかと思うが、市町村職員のスキルを向上させてほしいと考える。

【加藤委員】

- ・39市町村あるなかで、どのような工夫をすれば研修参加率があがると考えるか。

(回答：こども家庭課)

- ・29年度と30年度の2年を比較すると市町村職員の参加者数が減少しているが、減少の理由には背景がある。平成28年度の児童福祉法改正にあたり、平成29年度は調整担当者研修を初めて実施した年度であり、29年度は市町村の研修受講者数が大幅に増加した年となっている。平成28年度実績と比べると平成30年度の参加者数は増加している状況であるため、大幅に減少しているというわけではない。しかし市町村職員の皆様は日々忙しく業務にあたられているため、研修に参加しやすい日程調整や会場設定等の参加しやすい仕組みづくりとともに、参加したいと思う、その気持ちを高めるような魅力ある研修を行う等、研修事業を考えていく必要があると考える。

【加藤委員】

- ・ 児童福祉法改正を受け、市町村要対協調整機関担当かの職員を対象にした研修受講が義務化されているが、研修は1回となっておりフィードバックがないものとなっている。市町村職員が研修に参加できないのかに関する調査を行うと、市町村において対応を行う配置職員数が1人しかいない、または実質的に対応する職員数が非常に少ないなど、他業務を抱え、忙しさや人がいない状況のなか、研修に出てこれないという実態がある。どういう形であれば研修に参加できるのか、町村に聞いていただき、町村に考えてもらうことも必要ではないかと思う。アンケート等なり利用しながら、研修のあり方を考えていって欲しい。野儀委員が指摘したように、市町村においてサービスを作ることは大切。成果指標において子育て支援の充実があるが、そこに一時預かり事業、ショートステイの指標があるが実施できる体制ができてきているのか。評価Cとなっているが、市町村の支援メニューをどのように増やしていくのかといったことも考える必要があり、市町村が実施困難であるのならば、県と市町村とが一緒に検討していってほしいと考える。

【赤崎委員】

- ・ 行動目標3、母子保健活動における連携強化における2番目の望まない妊娠相談の対応の実施があげられている。ハイリスク、我々が行っているのは相談を受ければ離さない。相談施設に行くと終われば、さまよう。さまよえば殺してしまうというケースが推測される。相談がある時に離さない。医療機関、市町村できっちりと対応の体制を組んでいっていただけるとありがたい。

【加藤委員】

- ・ 0歳児死亡の割合が高い状況で、特に市町村における健診等で、特定妊婦の発見に繋げることが大切であると意見をいただきました。

【米田委員】

- ・ 市はよく取り組んでいると思う。保護者を育てるという観点から、毎日のように担当者が保護者を支援するなどしていることもあり、県側も取り組んでいくことが必要と考える。アクションプランでは、児童虐待における民生児童委員と連携した取組を実施する市町村数は、29年度と比べると30年度は減少している状況。私が園長であった10年前には、地域の民生児童委員が園に巡回にこられ、しんどい家庭がないか尋ねていただき、気になることがあるということ、その地域の人に足を運んでもらえるようにしようと、こちらから不安を訴えた時には巡回を行っていただいたことがあった。市のなかでの民生児童委員のネットワークで対応をいただくこともあった。現在そのあたりのことは市が行っていると思うが、それぞれの職員がケース対応するなか、職員も最終的なサポートが難しいかと思う。地域の民生児童委員とタイアップしていただき、市民サービスもそうだが人権的な意味でもしっかりと連携をとっていただきたいというのがお願いである。

Ⅲ 奈良県社会的養育推進計画について

【末松委員】

・社会的養護の現場の立場としては、何を具体的にどう取り組んでいくかに尽きると考えている。奈良県では6つの児童養護施設と2つの乳児院の施設長と県担当課とが、月1回集まり、子どもたちのために何ができるかを考えているところである。社会的養育ビジョンが出たこと自体が、現在の児童養護に対する不信感や至らなさを指摘されたのではないかという点の反省はしているつもりである。そのなかで我々ができることを考えたいと施設として思っている。気になるのはこのビジョン自身において、家庭が1番良いとされている点である。施設の小規模化自体も家庭を真似ばかりしてしまうようでは違うと思うし、非常にリスクと思っている。幻想までとはいわないが、家庭神話というか小規模が絶対いいという考えがあるように思う。今まで乳児院や児童養護が大舎であったため、さまざまな問題が起こっているというのは、確かに言える面もあると思うが、事実として正しいのかとも思っている。小規模であれば大丈夫である、良いという点にはとらわれたくないと思っている。

国の数値目標はあるが、現段階で県ではこの数値目標を出していないと認識しているが、いずれ数値は出すということによいか。後に里親会の代表からお話があるかと思うが、私たちの社会的養護の施設の数値を出していただき、現実を踏まえた数値を出してもらえるものと考えている。ただ具体的にやっていくには、すべては人材、人の力が必要と考えている。児童相談所のケースワーカーは3年の周期で異動してしまうような状況があるが、長く勤めて欲しいと考えている。研修に代えがたい現場の実践の力こそが経験値として積みあがっていくと考えている。そのため研修参加を図ることも大事であるが、5年10年と経験が積みあげられていくことこそ、大きな力になるのにと考えているため、長く勤めて欲しい。

施設としてできることは、施設入所やショートステイ、一時保護委託等を通じて、必要な子どもを受け入れていくことである。ただ施設側でもどうしても子どもを受け入れられない時はある。市町村等の相談から子どもを受け入れられるようにしていきたいと考えている。

Ⅳ 検証報告書について【非公開】

・プライバシー保護の観点から、議事内容については、非公開

Ⅴ その他

【松舟委員】

・社会的養育ビジョンで里親委託率が70%という点に、私たち里親会でもその数値が現実的であるのかという疑問はあります。里親委託を進めていくのであれば、組織に属していない里親へのサポートが必要。子育てが一旦落ち着いた家庭が、地域の助け合いのなかで子育てが大変な家庭をサポートやっという思いのある方達が里親になっていると思う。社会的養育の主体となっていくのであれば、その

人たちの個々の思いをどのように支えていくのかということと同時に進んで考えていくことが必要。何も組織に所属していないのが里親であるため、里親家庭をどのように支えていくのかを国と県とがフォローしてしっかりと考えたうえで、里親推進を考えていくことが必要と考える。

【池田委員】

- ・ 檀原市でも、子ども家庭総合支援拠点を設置していくことが必要とされているものの人材不足がある。また死亡事例の説明にあったように、虐待未然防止の観点から、日頃から子育て支援に関する取組等について、保護者の方に参加していただけるような子育て事業の実施と周知をしていかなければと考えている。

以上